

町営住宅の入居者募集

●募集期限

2月26日(金)まで

●募集団地

- ・第2内池団地(内池152番地)昭和63年度築(PC造3階建)3DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地23)昭和59年度築(PC造2階建)3DK 1戸

●入居資格

- 持家がなく次の①～⑥すべてが該当する方
- ① 町内に住所または勤務地がある(概ね3か月以上)。
 - ② 税金・公共料金・保育料等に滞納がない(完納証明が必要です)。
 - ③ 現在同居親族がある、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がある(老年人、身体障がい者の方は単身であっても認められる場合があります)。
 - ④ 暴力団員でない。
 - ⑤ 1か月あたりの収入が定められた基準以下である。
 - ⑥ 現に住宅に困窮されている人(次の(1)～(6)に該当する方)。
 - (1) 非住家屋、保安上危険または衛生上有害な不良住宅に居住している。
 - (2) 正当な理由による立退き要求を受けている。
 - (3) 居住の状況に問題がある。
 - (4) 結婚したい(したが、住宅がない)。
 - (5) 居住費が過大(家賃が収入月額の25%以上)。
 - (6) 遠距離通勤(片道90分以上)。

●月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定

◆申し込み・問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-5216567



のりしろ

皆が住みよいまちづくりへ
あなたのアイデア・メッセージ
お待ちしております



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

住所	〒	
氏名		電話

のりしろ

のりしろ

国民年金保険料は

口座振替で前納がお得です

お申し込みは2月末まで

国民年金保険料を口座振替で前納（納期未到来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。

4月分から、保険料の2年前納、1年前納、6か月前納のいずれかを希望される場合、振替方法の変更を希望される場合は、令和3年2月末までに手続きが必要で

す。現在、口座振替を利用しており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き前納分が口座振替されます。

なお、口座振替の手数料は不要です。

【手続きのやり方】

・口座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）

・日本年金機構草津年金事務所

【持参の必要なもの】

・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（住民課で配布）
（ご住所）

・金融機関の届出印
・通帳

参考：口座振替を利用した場合の保険料額【令和2年度（1か月16,540円）】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	381,960円／2年	15,840円（2年）
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	194,320円／1年	4,160円（1年）
6か月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分の保険料を10月末に振替	98,110円／6か月	1,130円（6か月）
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	16,490円／1か月	50円（1か月）
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	16,540円／1か月	割引なし

◆問い合わせ先 草津年金事務所 ☎077-567-2220（国民年金課）
住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

みんなで支えあう 国民健康保険

国保で受けられる給付

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにさまざまな給付があります。

今回は、国保で受けられる給付をご紹介します。

● 出産したとき

● 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児一人につき40万4千円（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは42万円）が支給されます。出産費用を一時的に立て替えることが難しい場合は、出産した医療機関へ支払う直接支払い制度が利用できます。



● 亡くなったとき

● 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人（喪主）に5万円が支給されます。



● 医療費が高額になったとき

● 高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超えた

分を高額療養費として返還します。

なお、入院などにより医療費が高額になることがわかつている場合は、事前に「限度額認定証」の交付を受けることで、1医療機関ごとの医療費の負担を限度額までにとどめることができます。



● いったん全額自己負担したとき

● 療養費

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき、保険証を持たずに治療を受けたときなど、一時的に医療費を全額負担した場合、申請により保険負担分（7割）の払い戻しを受けることができます。



このほかにも、訪問看護ステーションを利用したとき、入院や転院等の移送に費用がかかったときなども給付を受けることができます。詳しくは住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584